

令和4年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会会議録

令和4年5月24日（火）午後3時 開会

於 議 場

○出席議員（18名）

1番	青木敬博	2番	森下茂
3番	岩城仁	4番	秋山治美
5番	須佐衛	6番	浅田藤二
7番	浅田美重子	8番	井原三千雄
9番	篠原峰子	10番	杉本一彦
11番	天野佐代里	12番	杉村清
13番	佐野俊光	14番	内山慎一
15番	永岡康司	16番	深田昇
17番	長田吉信	18番	植松恭一

○欠席議員（なし）

○欠 員（なし）

○地方自治法第121条の規定による出席者

管理者	頼重秀一	副管理者	仁科喜世志
副管理者	小野達也	消防長	佐藤潤
消防部長	安立和弘	警防部長	矢ノ下健一郎
企画課長	玉川稔	総務課長	鈴木秀康
予防課長	大塚仁司	警防課長	荻島正己

救急課長	石川芳之	通信指令課長	木梨浩三郎
第一方面 本部長兼 沼津南 消防署長	塩澤祐光	第二方面 本部長兼 田方中 消防署長	今井將一朗
第三方面 本部長兼 伊東 消防署長	永森千弘	會計室長	石井安

○議会事務担当職員

書記長	大嶽泰久	書記	草場大介
書記	中井和磨		

○議事日程

令和4年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会議事日程

令和4年5月24日（火曜日） 午後3時03分 開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 会期の決定

第4 報第2号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）

第5 報第3号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）

第6 報第4号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）

第7 認第1号 専決処分の報告及びその承認について（駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第8 議第5号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について

第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○会議

◎開会及び開議の宣告

○議長（植松恭一）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和4年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（植松恭一）

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員を、議長から指名いたします。

4番 秋山治美議員、13番 佐野俊光議員を指名します。

◎諸般の報告

○議長（植松恭一）

次に、日程第2 諸般の報告をいたします。

最初に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、駿東伊豆消防組合会計に係る令和4年1月から3月までの定例検査結果報告が監査委員から、報告書として提出され、その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議会運営委員会委員長から閉会中の継続調査につきまして申し出があり、その写しを議席に配付してございますので、あらかじめ御了承願います。

なお、本件につきましては、本日の議事日程に掲載してございますので、併せて御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（植松恭一）

本日の議事日程は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

◎会期の決定

○議長（植松恭一）

次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を願います。

議会運営委員会委員長 長田吉信議員。

○17番議員（長田吉信）

令和4年第1回臨時会につきまして、議会運営委員会を本日午後2時15分から、植松恭一議長に御出席いただき、開催いたしました。その概要について御報告申し上げます。

本臨時会に提出されます議案は、管理者提出議案が5件でございます。内容といたしましては、報第2号から報第4号までが、専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）、認第1号 専決処分の報告及びその承認について（駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）、議第5号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についてとなっております。

なお、議案質疑の通告につきましては、ございませんでした。

最後の日程といたしまして、議会運営委員会の閉会中の継続調査について御審議

いただきます。

以上のことから会期につきましては、本日 1 日と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（植松恭一）

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日 1 日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は 1 日と決定いたしました。

◎報第 2 号から議第 5 号までの 5 件一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植松恭一）

次に、日程第 4 報第 2 号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）から、日程第 8 議第 5 号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についてまで、以上 5 件を一括議題といたします。

この 5 件に対する当局の説明を求めます。

○管理者（頼重秀一）

今回提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

最初に、報第 2 号から報第 4 号までの案件につきましては、交通事故損害賠償額の決定の専決処分について御報告するものであります。

次に、認第 1 号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正の専決処分について御報告し、御承認をお願いするものであります。

次に、議第 5 号の案件につきましては、駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について、御議決をお願いするものであります。

各議案の概要につきましては、以上でございますが、細部につきましては、両部長から説明をいたしますので、よろしく御審議の上、御承認、御議決をいただきますよう、お願い申し上げます。

○警防部長（矢ノ下健一郎）

私からは、報第 2 号から報第 4 号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

初めに、議案書の 1 ページをお開きください。

報第2号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）についてでございます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであります。

内容につきましては、議案書の3ページ並びに議案資料の1ページを併せてお開きください。

令和3年12月22日、伊東市湯川において、本消防組合職員の運転する公用車が、静岡県熱海土木事務所所有のグレーチング上を通過し、当該グレーチングを變形させた事故で、損害賠償額3万5,750円をもって示談が成立したため、令和4年3月1日付けで専決処分をしたものであります。

次に、議案書の5ページをお開きください。

報第3号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）についてでございます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであります。

内容につきましては、議案書の7ページ並びに議案資料の2ページを併せてお開きください。

令和3年12月27日、沼津市岡一色において、本消防組合職員の運転する公用車が、株式会社スルガ不動産総業所有の看板に接触し、当該看板を損傷させた事故で、損害賠償額35万900円をもって示談が成立したため、令和4年3月14日付けで専決処分をしたものであります。

次に、議案書の9ページをお開きください。

報第4号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）についてでございます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであります。

内容につきましては、議案書の11ページ並びに議案資料の3ページを併せてお開きください。

令和4年4月20日、伊豆の国市南條において本消防組合職員の運転する公用車が、

駐車していた損害賠償の相手方使用の車両に接触し、当該車両を損傷させた事故で、損害賠償額18万 543円をもって示談が成立したため、令和4年5月10日付けで専決処分をしたものであります。

以上、管理者提出議案の報第2号から報第4号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

○消防部長（安立和弘）

それでは、私から認第1号及び議第5号の提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書の13ページ及び別冊、議案資料の4ページを併せてお開きください。

認第1号 専決処分の報告及びその承認について（駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）について御説明いたします。

本改正は、令和4年2月17日に、人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則が公布されたことに倣い、非常勤職員の育児休業及び部分休業に関する取得要件の緩和並びに育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を講じるため、一部改正を行うもので、令和4年4月1日より適用するに当たり、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分としたものであり、また、同条第3項の規定により、議会に承認を求めるものであります。

議案書の17ページをお開きください。

改正の内容につきましては、第2条第3号ア(7)を削り、同号ア(4)中「特定職に引き続き」を「引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア中(4)を(7)に、(7)を(4)とし、第20条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める」に改め、ア及びイを削るとともに、第24条を第26条とし、第23条の次に、第24条として、「妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等」に関する内容を、第25条として、「勤務環境の整備に関する措置」に関する内容を新たに加えるもので、附則といたしまして、施行日を令和4年4月1日とするものであります。

以上が、認第1号 専決処分の報告及びその承認についてでございます。

続きまして、議案書の19ページ及び別冊、議案資料の6ページを併せてお開きください。

議第5号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について御説明いたします。

本改正は、令和3年人事院勧告に基づく国家公務員の期末手当支給割合の改定に

準じ、一部改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、「駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例」の期末手当について、第26条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改めるものであります。

なお、国家公務員の給与に倣い、令和4年6月に支給する期末手当から令和3年度分の減額調整を行うため、附則といたしまして、特例措置を適用するものであります。

以上が、議第5号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

以上、管理者提出議案であります、認第1号及び議第5号の提案理由の補足説明を申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（植松恭一）

当局の説明が終わりました。

これより、ただいま説明のありました各案件に対する質疑を伺うことにいたします。

最初に、報第2号、3号、4号、認第1号、議第5号、以上5件に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

報第2号、3号、4号は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告事項でありますので、報告があったことを御了承願います。

次に、認第1号、議第5号、以上2件に対する討論を伺うことにいたします。

最初に、認第1号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

認第1号 専決処分の報告及びその承認について（駿東伊豆消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正）を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認第1号は承認されました。

次に、議第5号に対する討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第5号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第5号は可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出

○議長（植松恭一）

次に、日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査につきましてお諮りいたします。

会議規則第14条第2項により、次回会議日程等について、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査としたい旨の申し出がありましたので、閉会中の継続調査として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（植松恭一）

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（植松恭一）

これをもって、令和4年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 3 時16分 閉会

○地方自治法第 123条第 2 項の規定により署名する。

令和 4 年 5 月 24日

議 長 植 松 恭 一

議 員 秋 山 治 美

議 員 佐 野 俊 光